



令和4年(2022年)9月7日

長野県教育委員会事務局心の支援課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7450

FAX 026-235-7484

Eメール kokoro@pref.nagano.lg.jp

〔障がい者の人権〕

「心を添わせる」～社会人権教育研修会 堀越喜晴さんの講演から～

南信、東信、北信の3会場で行われた社会人権教育研修会では、言語学、キリスト教文学者の堀越喜晴さんから「人権は現場で起きている～『人権教育』と、『人権ある教育』～」と題して、視覚に障がいがある中で経験してきた様々な出来事から感じたこと、私たちに立ち止まって考えてほしいことを分かりやすくお話ししていただきました。

1 障がいのある方は困っている人?

堀越さんはこれまで多くの学校から依頼を受け、講演をされてきました。その時に感じたことを次のように述べられています。

学校では人権週間があります。そういった時によく障がい者が招かれて、話をします。なぜ私が招かれるのでしょうか。障がいの当事者だからです。ある学校の先生からは、「障がいをもって日々頑張っている人の話を聞かせると、生徒たちは『こんなにわがままを言っているのは申し訳ない』という気持ちになり、生徒が優しい気持ちになる。そして、いじめがなくなるから、やってください」と言われました。先生方は、子どもたちに「(障がいのある方に)手助けしてあげましょうね」と教えていませんか?



講師の堀越喜晴さん



「障がいのある方は支援しなければいけない」と、「障がいのある方は困っている人」と私たちが決めつけて接しているのではないかと、自分自身が立ち止まって考える言葉になりました。そして、手助けが必要な存在で、やさしく慎重に接するものだと無意識のうちに考えていなかったか問われた気持ちになりました。私たちは、障がいのある方にどこにどのような障がいがあり、何を求めているのかを聞こうとしてきたでしょうか。障がいのある方を一括りにするのではなく、目の前の方を一人の人間として出会うことの大切さを感じます。また、堀越さんは次のようにも述べられています。

普段から視覚に頼っていないので、何も見えなくても支障はありません。

目が見えないと生活に支障があるだろうと、独り善がりの捉え方で障がいのある方を見ていた自分に気付かされた言葉です。



2 キーワードは、「心を添わせる」

堀越さんは、障がいのある方の人権を守る意識として大切な視点を次のように述べられました。

「心を添わせる」が今の私のキーワード。私たちがしていただきたいことは支えてもらうことであって、させてもらうことではありません。障がい者に「心を添わせる」とは、障がい者の話をしっかりと聞いて、支援を望んでいるのか、必要な場合はどんな支援を望んでいるかを把握するためにコミュニケーションをとることだと思います。このようなコミュニケーションがないと一方的な支援になり、その関係に人権はありません。「人権」と言ったら「コミュニケーションをとろうとしているか」と言えます。

障がいのある方一人一人希望する支援が違います。その場での支援を必要としない方もいます。適切なコミュニケーションをとるには障がいのある方をよく見ること、話をよく聞くことが必要だと思います。その姿勢は、障がいのある方の人権を大切にすることにもつながります。互いにコミュニケーションをとりながら、相手を理解し他者と共に生きていく気持ちが大切ではないでしょうか。



私は「障がいのある方は常に困っている」という自分の中にあつた思い込みを反省しました。「May I help you?」の精神が大切だと堀越さんは言います。障がいのある方の人権を保障するという事は、福祉施策の対象としての障がい者から、同僚・仲間としての障がい者へ意識が変化し、心を通わせ合う関係を築いていくことではないでしょうか。同じ人間としてコミュニケーションをとることは、すべての人の人権を認め合い、一層幸福な社会を実現することにつながると思います。

(南信教育事務所生涯学習課 指導主事 唐澤秀司)

コラム

誰もが心地よく住みやすい社会に～これらのマークを知っていますか～

ヘルプマークをつけているTさんが人権の研修会に参加したときの事です。受付の際に、受付名簿に名前を書くようになっていました。しかし、Tさんは対象に焦点を合わせて見ることが困難な障がいがあり、名前を書きたくてもなかなか書けませんでした。受付の方は「名前を書いてください」と繰り返すのみでした。後ろには、受付をしたい人たちがいました。近くに何人が係の人はいたのですが、誰もTさんの様子を察したり、声をかけたりすることはありませんでした。呆然としながらTさんは、不快な思いをじっとこらえていました。Tさんは、「市民目線の対応をしてほしかった」と言っていました。

日常生活で、状況により配慮や援助が必要な方がいます。そういった方々のサインを見逃さないためにも、覚えておきたいマークがあります。義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からわからなくても配慮や援助を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」と、妊産婦の方が配慮を周囲の方にお願いするための「マタニティマーク」です。

このマークの意味を私たちが知っていれば、「こちらの席はいかがですか」、「何かお手伝いすることはありますか」といった声掛けがしやすくなります。こういったマークの利用がさらに広がり、誰もが意味を理解することで、相手に寄り添い、誰もが心地よく住みやすい社会の実現へとつながればと思います。



ヘルプマーク



マタニティマーク

(心の支援課 指導主事 徳永吉彦)

〔同和問題(県の特筆すべき人権課題)〕

社会教育指導員の実践の様子から

Aさんは、C市で社会教育指導員として解放子ども会の指導をしています。Aさんが解放子ども会に通う子どもたちとどう向き合い、どう解放学習を進めていったのかを紹介しながら同和問題について考えていきたいと思えます。

「出身の自覚」を持ち始めたBさん

BさんはAさんが指導している解放子ども会に通う小学生です。6年生になったBさんはある日「みんなに解放子ども会のことを知ってほしい」とAさんに話しました。小学校高学年になると自分が何のために解放子ども会に通っているのか、疑問に感じたり違和感を覚えたりすることがあるそうです。Aさんはこれこそが「出身の自覚」の兆しであると言います。「Bさんは正にその時を迎えている」と考えたAさんは、Bさんの保護者とも緊密に連絡を取りながら、この年の解放学習をスタートしました。

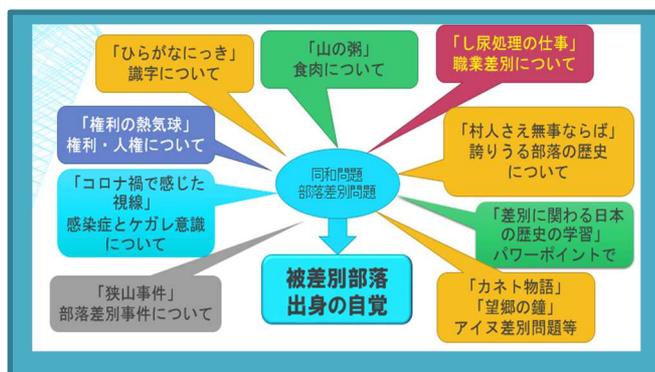
校区内の全小中学校での授業

「Bさんがこれから中学に進学した際、まわりの人間が全力でBさんを支えていかなければいけない。進学先の中学で『解放子ども会ってなに?』と聞かれるようなことがあっては絶対にいけない」との思いで、Aさんは動き始めます。Bさんの進学予定の中学校と中学校区内の全ての小学校でAさんが直接、解放子ども会や部落差別の導入学習とPTAへの研修を行いました。併せて、進学先の中学校では、職員研修も行い、職員間の共通理解を図りました。

Aさんの問題に深く関わる姿勢や、広く伝えるという行動力が、差別を考え、根本から解決していく上で大切であることを示しているように感じます。

出身の自覚を高める解放学習

「出身の自覚をもつためには、部落差別について正しく知らなければならない」と、Aさんは話します。自分自身の出身を自覚するという事は、自分自身が部落差別を受けるかもしれないということを知ることです。Aさんは理不尽な理由による部落差別の成り立ちや様々な人権課題、そして差別を受けながらもたくましく生きる人々の様子を、図のように様々な角度からアプローチし、解放学習を進めました。



そして、Bさんはこれらの解放学習の中で、悲惨な部落差別の現実に打ちのめされながらも「私たちの子どもや孫たちにはこんな思いを二度とさせたくない」という被差別部落の人々の強い思いに触れていきました。そのような人々の願いによって解放子ども会が生まれたということも学んでいったのです。

ある日「ひらがなにつき」「山の粥」「狭山事件」のスライドが映し出されるとBさんは「あの時の勉強は、そういうことだったのか！つながった！」と叫んだそうです。いろいろな教材を使って学んできた道筋が繋がったのと同時に、解放子ども会で学ぶ理由を自分事として捉え、自らの出身についてみつめ始めた瞬間でした。

Aさんの想い

「この子たちには、差別によって命を落としてほしくない」と、Aさんは語りました。これは、被差別部落に生きている人たち、生きてきた人たち全体の思いであると同時に、解放子ども会設立の背景にも重なるものがあります。「自分自身の出身を乗り越えながら、自分で自分の未来を切り開いていけるようになってほしい」とAさんは力強く語りました。Aさんと学習を共にしたBさんは、中学に進学し、今も解放子ども会での学習に取り組んでいます。

(東信教育事務所生涯学習課 指導主事 中村哲)

【インターネットによる人権侵害】

トラブルの被害者・加害者にならないために



コロナ禍の今、オンライン○○やリモート○○をはじめ、インターネット（以下ネット）によるコミュニケーションの利用頻度が上がっています。また、スマートフォンやタブレット端末などにより、いつでもどこでもネットに接続ができ、SNSや動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。しかし、新たなコミュニケーションの輪が広がる一方で、ネットを悪用した行為が増え、心無い中傷や無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、様々な人権侵害が深刻な問題となっています。個人が特定される情報がネット上に流出すれば、そのコピーが拡散し、削除することが極めて困難となり、将来においても被害を受け続けることになりかねません。こうしたトラブルの被害者・加害者にならないために一緒に考えてみましょう。

ネットでの人権侵害を起こさないために

ネット上で人権侵害が過激化しやすい仕組みを知っておきましょう



【フィルターバブル】

ネットには、自分の見たい情報が優先的に表示される仕組みがあり、観点に合わない情報からは隔離され、視野が狭くなりやすいという傾向があります。ネット上の検索サイトのほか、SNS、一部の通販サイトもこの仕組みを利用しています。

【エコーチェンバー】

エコーチェンバーとは「共鳴する小部屋」のことです。「フィルターバブル」の中で、同じような意見に囲まれ、自分の意見に賛同するコメントや「イイね」が付くことで、その見方や考え方が正しいと思い込み、意見が急激に過激化しやすくなります。ネットでの誹謗中傷が起こりやすい原因の一つと言われています。

他者とよりよい使い方を考える情報モラル教育へ

【あなたならどうする？】

事例

あなたの親しい友人が「ネット上である書き込みを見て、自分も書き込んだよ。君も書けば？」と言って、あるSNSへの書き込みをあなたに見せてきました。その書き込みは、ある民族へのヘイトスピーチそのものでした。

話し合ってみましょう。

Q1:ヘイトスピーチと知ったあなたは友人に対してどのように対応しますか。

Q2:もし、あなた自身が誹謗中傷を書き込まれたら、どのような気持ちになりますか。



ネット利用の有無にかかわらず、私たちがコミュニケーションで一番大切にしたいことは、**相手を尊重すること**です。



怖い事例を紹介して、よくない行為を思いとどまらせたり、細かくルールを設定して使用を制限したりするだけの情報モラル教育では、行動変容につながりにくく、「ルール作り」が目的化し、形だけになりがちではないでしょうか。「○○によくないから使わせない」のではなく、互いの人権を尊重し、自分でコントロールして使えるデジタルのよき使い手となるように、スキルとモラルの両方を向上させていくことが大切になります。

【あなたならどうする？】のような迷いが生じる場面をもとに、それぞれの立場を考え、その先にどんなよいことや悪いことが起こるかを複数思い浮かべてみます。そして、責任ある行動について話し合っって約束を決め、それを共有します。このような学習スタイルで地域等での情報モラル教育を考えてみてはいかがでしょうか。

(北信教育事務所生涯学習課 指導主事 宮坂宏)

〔北朝鮮による拉致被害者の人権〕

北朝鮮による人権侵害問題に対し私たちにできること

～内閣官房拉致問題対策本部 令和3年度拉致問題に関する教員等研修(実地研修)に参加して～

北朝鮮による日本人拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に拉致した問題です。政府は、現在17名を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。そのうち5名は、2002年10月15日に24年ぶりの帰国が実現しました。しかし、残る12名は、依然として安否が不明です。政府は、他にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者が存在すると認識し、国内外からの情報収集及び捜査・調査を行っています。まだ終わっていない、**現在進行形の人権侵害問題**です。

柏崎市人権政策課担当者の実地説明から

1978年7月31日。蓮池さん夫妻の拉致が起こった現場は、砂浜が広がる海水浴場でした。ちょうど夏の暑い日の夕方で、近くには浜茶屋もありました。2人は、そのちょっと外れのところで作業員に拉致されています。暗闇になるまで、松林に隠されて、夜中に北朝鮮に連れていかれました。

こんなところで本当に拉致があったのかとってしまうほど、拉致が明るみになったときは、市民にとっても寝耳に水でした。



蓮池薫さんのお話から「拉致された当時を振り返って思う事と拉致問題解決の方向性」

当時、大学生でした。拉致後「あの時、海岸にデートに行かなければよかった。なんで俺なのか。よりによってなんで柏崎なのか」とどうしても考えてしまいました。しかし、取り戻すことはできないので、気持ちを切り替えることを心掛け、今の人生を生きようとするようにしました。後で知ったことですが、柏崎の海岸について作業員が徹底的に調べていました。私自身の人生よりも（北朝鮮で生まれた）子どもたちに経験しなくてもいいことを経験させてしまったという後悔の方が大きい。これも帰って来ることができたから考えられることで、帰って来られない人のことを考えると、微力ながら自分でやれることを精一杯やっていたと思っています。

拉致された人々を返してさえくれば、細かいことを私たちは言わない。今はミサイル、核の問題がある。今の状況では、国交正常化にはいけません。拉致問題は、核、ミサイル問題の前段階の事であると話をもっていかないといけない。学校では、北朝鮮との懸案問題を解決していくために、拉致問題を解決することが重要であることを視点においてほしいです。全国的な学習が展開されれば、その情報を北朝鮮は絶対に見ています。（講演内容の一部を抜粋）

蓮池さんのお話から、拉致問題が本人や家族の人生に与える影響の大きさを痛感します。蓮池さんは、学校で子どもたちが拉致問題について正しく学ぶことで、世論を動かす大きな力になることに言及しています。一人一人が関心を持ち、拉致問題について学んで話題にしていくことの大切さを感じます。

拉致問題の解決に向けて学んでいく「私たちにできること」

研修では、DVD「めぐみ」を活用した授業実践報告もありました。DVD内に出てくる拉致された場面について、蓮池さんは『なぜ、北朝鮮はそんなことをしたのか』を子どもたちと一緒に考えてほしいとおっしゃっていました。何のために拉致をしたのかを正しく学ぶということです。そのことの実感ができると、北朝鮮の国策のために拉致が行われたことがはっきりします。「拉致が許せない」と思うだけでは、北朝鮮に住む一般の人々に対する憎しみを生む可能性があり、問題の本質からずれてしまうかもしれません。その上で、横田めぐみさんに起こった事について「全ての人が保障されている基本的人権を奪われたらどのような気持ちになるか」等を通して、拉致問題に自分がどう向き合っていくのか問うことができるのではないのでしょうか。

(心の支援課 指導主事 徳永吉彦)

〔各地の取組から〕

地域で進める人権教育学習 上田市の「人権教育総合推進地域事業」の取組から

令和3年度、上田市は文部科学省及び長野県教育委員会による人権教育総合推進地域事業に取り組みました。学校・家庭・地域社会が連携した人権同和教育・啓発のあり方について、上田市丸子地域で行われた実践を紹介します。

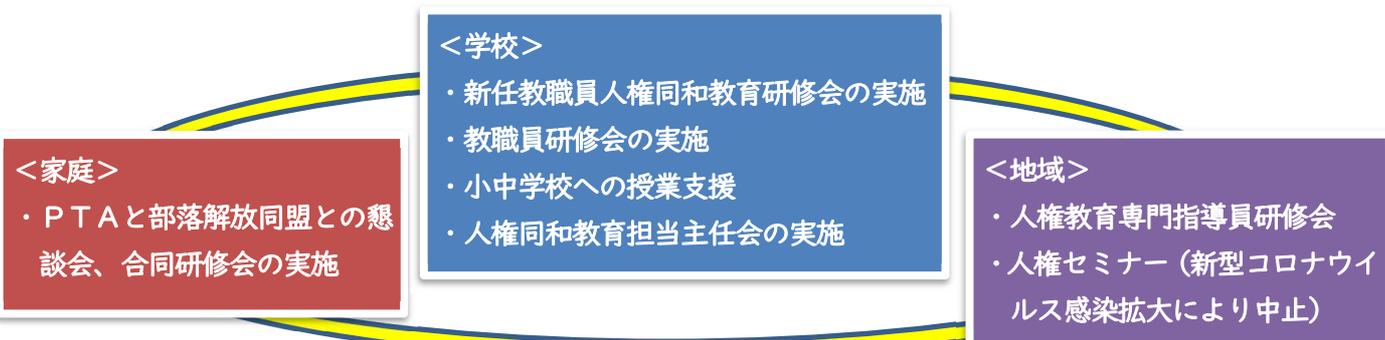


地域の実情を踏まえた課題の整理

今回の事業推進にあたり、上田市では同和問題に関する独自の意識調査を実施しました。調査結果からは、多くの市民が「部落差別が残っている」と感じる一方で、6割以上の方が「自分とは関係ない」「そっとしておけば自然となくなる」と回答しました。また、同和問題について「学習した経験がない」という声も多く聞かれ、学校も含め、学習の場が十分に確保されていない現状や、同和問題自体が学校等での学びと結びつかず、多くの人々の間で他人事になっている実態が明らかになりました。

「学校」「家庭」「地域」の取組

それぞれの課題に対する対策として「学校」「家庭」「地域」で以下のような取組が行われました。小中学校では社会教育指導員が、「新しい部落史観」に基づく知識・理解の定着のための研修を行ったり、授業づくりの指導助言を行ったりするなど積極的にかかわりました。また、地域、家庭に向けて研修を行い、社会教育指導員が研修会の運営や講師の役を担いました。



発信の場としての「ふれあい・人権の集い」

例年、標語などの人権作品の掲示と講演会を行っていた「ふれあい・人権の集い」の内容を、子どもたちの人権学習の成果を発表できる場として再構成し実施しました。同和問題の学習から考えたことを発表した中学生、「なかよしの歌」を創作し歌声を響かせた小学生、人権という視点にたち自作の演劇発表した高校生。子どもたちは真剣に人権について向き合うことを通して、差別をなくし、お互いの存在を尊重しあうことの大切さに気付いていきました。

参加者へのアンケートから

「正しい知識を勉強することの大切さを感じました」「『差別するのは人間だけ』という言葉に改めて考えさせられました」「差別と闘うことは、命を守ること」「一人一人が自分の問題として行動することが大切だと感じる」

子どもたちの学びを通して、保護者や地域の方が自らの学びを再確認するとともに、差別を許さない気持ち、人権の大切さ、そしてすべての人が連携することの大切さを感じ取れた場となりました。

(東信教育事務所生涯学習課 指導主事 中村哲)

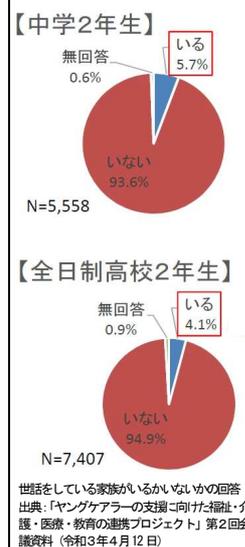
〔子どもの人権について〕

子どもの権利を擁護し、社会的自立を促すために

ヤングケアラーと子どもの権利

大人の代わりに日常的に家事や家族の世話をし、自分のやりたいことができない18歳未満の児童生徒のことをヤングケアラーといいます。この問題はこれまで「家族が家族の世話をするのは当たり前」という社会通念によりなかなか見えてきませんでしたが、社会的関心が向けられるようになって顕在化してきました。

2021(令和3)年3月に文部科学省から公表された全国実態調査によれば、中学2年生では17人に1人、高校2年生では24人に1人のヤングケアラーがいる実態が明らかになりました。子どもには「教育を受ける権利」がありますが、ヤングケアラーの場合は過度の家事を負担しなければならず、親の介護を伴う場合などは進学をあきらめざるを得ないケースもあります。これまで十分に聞き取れなかった子どもの「ヘルプ」を拾い上げていくと共に、地域にいるかもしれないと関心をもつことが大事ではないでしょうか。



子どもの自立を支援する松本児童園の取組から

児童養護施設『松本児童園』は、様々な事情により家庭で生活することができない、概ね2歳から18歳までの子どもが入所しています。安らぎのある環境の中でその権利を擁護し、自立を支援する施設です。1950年の開設以来、これまでに900名以上の子どもの巣立ちを支援してきました。

園長さんのお話「職員がいくら愛情をもって支援をしても小さい子どもほど親の愛情を欲します。親も子どもが唯一の肉親である場合は『手放したくない』という感情が強く、お互いが依存関係になるケースが多くあります。よりよい親子関係を築いていけるように親への面談を定期的に行っています。」

入所してくる子どもの家庭状況を見ると、保護者の精神疾患または虐待(ネグレクト)が多くを占めるそうです。児童園では、親子関係を改善できるように子どもへの接し方や心理的なケアなど保護者に対する子育て支援を行い、よりよい形で家庭に戻れる方向を探します。

子どもたちの社会的自立のために

松本児童園には家庭生活を全く知らない子どもも入所しています。平成28年に児童福祉法が改正され、「家庭と同様の環境における養育の推進」が盛り込まれました。これを受けて児童園では民間住宅を活用して、地域の中に新たにグループホーム型の養護施設をつくりました。小学生から高校生までの異年齢・小規模共同生活を通して、職員が支援をしながら家庭的な環境の中で子どもの社会的自立を促すことを目指しています。食事づくりや掃除、ゴミ出しを分担したりすることで一般家庭に近い生活体験につながる自立支援を行っています。また、巣立っていった子どもたちのその後の生活まで相談にのり、自立に向けたそれぞれの願いに長期的に寄り添っています。

児童福祉法が令和4年6月にも改正されたことにより、園は支援の対象を広げ、自立支援を継続的に行うことを目指しています。



児童福祉法の改正の柱
(令和4年6月)

- 虐待を受けた子どもの一時保護で保護者の同意が得られない場合の「司法審査」導入
- 自立支援に関して最長22歳までとしていた年齢制限の撤廃

(中信教育事務所生涯学習課 指導主事 佐々木洋一)